

令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

目 次

1	目 的	1
2	測定内容	1
	（1）測定の種類	
	（2）測定地点	
	（3）測定期間	
	（4）採水方法	
	（5）測定項目及び測定回数	
	（6）流量測定	
	（7）分析方法	
3	測定機関	3
4	測定結果の数値の取扱い方法	3
	（1）公共用水域	
	（2）地下水	
5	その他	3
	別表1 公共用水域水質測定計画一覧表	4
	別表2 地下水水質測定計画一覧表	8
	別表3 分析方法等	12
	別表4 数値の取扱い方法	16
	別表5 環境基準値及び評価方法	22
	別表6 公共用水域における類型指定状況	27
	別図1 公共用水域水質測定地点	29
	別図2 地下水水質測定地点	34

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局長通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ロ) 継続監視調査の方法

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内61河川106地点、6海域19地点の合計125地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査27地点、継続監視調査50地点、継続監視調査において2年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染井戸周辺地区調査11地点の合計延べ88地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、原則として、概況調査等により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

令和8年4月から翌年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ウ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1~2m上部）、底層（可能な限り海底で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のため、これにより難しい場合には、海底から1m以内）を加えた4層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、概況調査等により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とします。

なお、アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に測定することとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日

付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成25年3月27日環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知)又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元(井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高)についても、可能な限り調査するものとします。

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
生活環境項目	pH	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	BOD	規格K0102-1 18に定める方法	—
	COD	規格K0102-1 17.2に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	同左
	SS	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	同左
	DO	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	底層DO	—	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法
	大腸菌数	規格K0102-5 5.6.2（5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）	同左
	n-ヘキサン抽出物質	規格K0102-1 22.5に定める方法	同左
	全窒素	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5（規格K0102-2 17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格K0102-2 17.4又は17.5（規格K0102-2 17.5.3.2を除く。）に定める方法
	リン全磷	規格K0102-2 18.4（18.4.1.4のbを除く。）に定める方法	同左
	全亜鉛	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	同左
	ノニルフェノール	環境庁告示第59号付表9に掲げる方法	同左
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	—
	健康項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン		規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	同左
鉛		規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	同左
六価クロム		規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。	同左
砒素		規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	同左
総水銀		環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	同左
アルキル水銀		環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	同左
PCB		環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	同左
ジクロロメタン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
四塩化炭素		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,2-ジクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左
1,1-ジクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
シス-1,2-ジクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
1,1,1-トリクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,1,2-トリクロロエタン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
トリクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
テトラクロロエチレン		規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,3-ジクロロプロペン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左
チウラム		環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	同左
シマジン		環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左
チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
健康項目	ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	同左
	硝酸性窒素	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法	同左
	亜硝酸性窒素	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法	同左
	ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合には、蒸留操作を省略することができる。）及び規格K0102-2 5.5に定める方法	—
	ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	—
	1,4-ジオキサン	環境省告示第59号付表7に掲げる方法	同左
	クロロホルム	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	—
	1,2-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	—
要監視項目	p-ジクロロベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	—
	イソキサチオン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	ダイアジノン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	フェニトロチオン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	イソプロチオラン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	オキシ銅	環境庁通知付表2に掲げる方法	—
	クロロタロニル (TPN)	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	プロピザミド	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	EPN	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	ジクロロボス (DDVP)	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	フェノパカルブ (BPMC)	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	イプロベンホス (IBP)	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	クロロニトロフェン (CNP)	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	トルエン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	—
	キシレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	—
	ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5又は4.5.3に定める方法（ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-313.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	—
	モリブデン	規格K0102-3 27.2、27.3又は4.5.3に定める方法（ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-313.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	—
	アンチモン	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	—
	塩化ビニルモノマー	環境省通知 (ロ) 付表1に掲げる方法	—
	エビクロロヒドリン	環境省通知 (ロ) 付表2に掲げる方法	—
	全マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合には、必要に応じ試料を希釈することとする。）	—
	ウラン	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	—
	フェノール	環境省通知 (イ) 付表1に掲げる方法	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知 (イ) 付表2に掲げる方法	—
	4-t-オクチルフェノール	環境省通知 (ハ) 付表1に掲げる方法	—
	アニリン	環境省通知 (ハ) 付表2に掲げる方法	—
	2,4-ジクロロフェノール	環境省通知 (ハ) 付表3に掲げる方法	—
	PFOA及びPFOS	環境省通知 (ニ) 付表1に掲げる方法	—

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
特殊項目	クロム	規格K0102-3 24.2に定める方法	—
	銅	規格K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	—
	鉄	規格K0102-3 16.3、16.4、16.5又は16.6に定める方法	—
	マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	—
	フェノール類	規格K0102-4 5.2.3（ただし、蒸留操作を行うときは、規格K0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く。）又は5.2.4（ただし、試験操作を行うときは、規格K0170-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る）に定める方法	—
その他の項目	アンモニア性窒素	規格K0102-2 13.3、13.4、13.6又は13.7に定める方法	同左
	無機性リン	規格K0102-2 18.2.1、18.2.2又は18.2.3に定める方法	同左
	陰イオン界面活性剤	規格K0102-4 6.2に定める方法	—
	濁度	規格K0102-1 9.5に定める方法	同左
	電気伝導度	規格K0102-1 13に定める方法	同左
	C1イオン	規格K0102-2 6.3に定める方法	同左
	クロロフィルa	上水試験方法（2020年版）Ⅲ-2 36.2に定める方法	海洋環境調査法（改訂版）9.2.4に定める方法
	トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	—
一般項目	気温	規格K0102-1 6.2に定める方法	同左
	水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	同左
	外観	規格K0102-1 7に定める方法	同左
	臭気	規格K0102-1 11.2に定める方法	同左
	透視度	規格K0102-1 8に定める方法	同左
	透明度	河川水質試験法（案）1.2	海洋観測指針による方法

- 注） 1：「規格」とは、『日本産業規格』をいう。
- 2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。
- 3：「環境庁告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』（平成7年6月16日環境庁告示第30号）をいう。
- 4：「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。
- 5：「環境省通知（イ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 6：「環境省通知（ロ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水管発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 7：「環境省通知（ハ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成25年3月27日環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 8：「環境省通知（ニ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 9：「河川水質試験方法（案）」とは、全国の一級河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。（1997）
- 10：特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

別表3 分析方法等

2 地下水

区分	項目	分析方法
環境基準項目	カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
	全シアン	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
	鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
	六価クロム	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（規格K0102-3 24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
	砒素	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
	P C B	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	クロロエチレン	環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
	硝酸性窒素	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法
	亜硝酸性窒素	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
	ふっ素	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法
	ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第59号付表7の第1、第2又は第3に掲げる方法
その他	p H	規格K0102-1 12に定める方法

注) 1 : 「規格」とは、『日本産業規格』をいう。

2 : 「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

3 : 「環境庁告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。

別表4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
 果から本取扱いを用いる。

項目 区分	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値(記載方法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切り捨てる。 ④ 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。		
	① pHの小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	① 報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。 ② 大腸菌数の日間平均値は、幾何平均により求めるものとする。その際、個別の測定値が報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、幾何平均値を計算する。ただし、同一測定点における同日の全ての検体の測定値が報告下限値未満の場合には、日間平均値を「報告下限値未満」とする。幾何平均の計算にあたっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を切り捨てる。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は切り捨てて報告下限値の桁までとする。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁まで	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1以下~10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下~8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下~100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上~7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	底層溶存酸素量 (底層DO)	2.0以上~4.0以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌数	20以下~ 1,000以下	1	2	整数	<1
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下~1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下~ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下~ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
	ノニルフェノール	0.0006以下~ 0.001以下	0.00006	2	5	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.006以下~ 0.05以下	0.0006	2	4	<0.0006
	健康項目	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2	4
全シアン (CN)		検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
鉛 (Pb)		0.01以下	0.005	2	3	<0.005
六価クロム (Cr6+)		0.02以下	0.01	2	2	<0.01
砒素 (As)		0.01以下	0.005	2	3	<0.005
総水銀 (THg)		0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
アルキル水銀		検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
PCB		検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
ジクロロメタン		0.02以下	0.002	2	3	<0.002
四塩化炭素		0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	0.01	2	2	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	0.004	2	3	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		1以下	0.1	2	1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
トリクロロエチレン		0.01以下	0.001	2	3	<0.001
テトラクロロエチレン		0.01以下	0.001	2	3	<0.001
1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
チウラム		0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
シマジン		0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ		0.02以下	0.002	2	3	<0.002
ベンゼン		0.01以下	0.001	2	3	<0.001
セレン		0.01以下	0.002	2	3	<0.002
亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01	
硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08	
ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1	
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
要 監 視 項 目	クロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	オキシソル	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	クロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.00003	2	5	<0.00003
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01
	ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	フェノール	0.01以下~2以下	0.001	2	3	<0.001
	ホルムアルデヒド	0.03以下~1以下	0.1	2	1	<0.1
	4-t-オクチルフェノール	0.0004以下 ~0.004以下	0.00004	2	5	<0.00004
	アニリン	0.02以下~0.1以下	0.002	2	3	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール	0.003以下 ~0.03以下	0.0003	2	4	<0.0003
	PFOS	計0.00005以下	0.000002	2	6	<0.000002
PFOA	0.000002		2	6	<0.000002	
特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
その他の項目	トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004
	クロロホルム生成能	—	0.001	2	3	<0.001
	ブロモクロメタン生成能					
	ジブロモクロメタン生成能					
	ブromoホルム生成能					
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

- 注) 1 単位：大腸菌数 (CFU/100mL)、流量 (m³/s)、気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロフィルa (μg/L) 上記及びpH以外は (mg/L) である。
- 2 要監視項目については指針値
- 3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

別表4 数値の取扱い方法

2 地下水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

項目 区分	環境基準項目	その他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下表のとおり	
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切り捨てる。 ④ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。	
	—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
平均値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法			
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満	
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2桁	4桁まで	<0.0003	
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1	
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.02以下	0.01	2	2	<0.01	
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	計0.04以下	0.002	2	3	<0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	2	3	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01	
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08	
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	
	その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—		1	—

注) 単位: mg/L

別表5 環境基準値及び評価方法

1 公共用水域

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、「別表3 分析方法等」に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況は、同一測定点(表層における地点とする。)における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。
ただし、全シアンについては、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。また、アルキル水銀及びPCBについては、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。
さらに総水銀については、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に、報告下限値未満が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをもって、報告下限値未満が含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをもって環境基準達成と判断する。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川（湖沼を除く）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。（海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）
複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 基準値は、年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。
- 類型指定された水域における水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 海域

a

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級自然環境保全 及びB以下の欄に掲げ るもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 類型指定された水域におけるCODの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%水質値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、全層平均値を採用する。
- 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 3 類型指定された水域における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考

類型指定された水域における水生生物保全環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが予想される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 要監視項目及び指針値

a

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
E P N	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPNC)	0.03mg/L以下

項目	指針値
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)

備考

PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

b

水域及び類型	項目	指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川	生物 A	0.7mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	0.001mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特 A	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	生物 B	3mg/L以下	0.08mg/L以下	1mg/L以下	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特 B	3mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
海域	生物 A	0.8mg/L以下	2mg/L以下	0.3mg/L以下	0.0009mg/L以下	0.1mg/L以下	0.02mg/L以下
	生物特 A	0.8mg/L以下	0.2mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下

2 地下水

(1) 地下水の環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下

項 目	基 準 値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 3 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表 6 公共用水域における類型指定状況

(1) 河川

あてはめ 水域名	生活環境の保全に関する環境基準						環境基準点名	範囲	備考
	BOD等5項目			水生生物の保全に係る項目					
	類型	達成 期間	指定年月日 (見直し年月日)	類型	達成 期間	指定年月日			
宇治川(1)	A	ハ	関45.9.1	生物B	イ	環21.11.30 (※1)	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	B	ハ	〃				宇治川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	A	イ	〃	桂川上流(1)生物A	イ	府22.12.28	桂川上流(1):八千代橋 桂川上流(2):渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
				桂川上流(2)生物B	イ	〃		(水生生物の保全に係る項目の桂川上流(1):世木ダムより上流、桂川上流(2):世木ダムより下流)	
桂川下流(1)	A	イ	関45.9.1 (府22.12.28)	生物B	イ	〃	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)	生物B	イ	〃	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府22.12.28)				出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府8.3.29)				三条大橋	高野川合流点から勸進橋まで	勸進橋を含む。
鴨川下流	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)				京川橋	勸進橋より下流	
木津川(2)	A	ロ	環47.11.6	生物B	イ	環21.11.30 (※2)	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	A	イ	〃				恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	AA	イ	府49.4.1	生物A	イ	府22.12.28	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	A	イ	〃	生物B	イ	〃	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	A	ロ	府51.7.20				六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	B	イ	府52.3.25 (府22.12.28)				荒木野橋	全域	
小畑川上流	A	イ	府53.3.24 (府22.12.28)				京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市の境界を含む。
小畑川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29, 府22.12.28)				小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	B	ロ	府53.3.24 (府22.12.28)				二ノ橋	全域	
高野川上流	AA	イ	府53.3.24				三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29)				河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	AA	イ	府53.3.24				落合橋	全域	
田原川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				蛭橋	全域	
弓削川	A	イ	府8.3.29				寺田橋	全域	
園部川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				神田橋	全域	
天飼川	A	イ	〃				並河橋	全域	
有栖川	A	イ	〃				梅津新橋	全域	
天神川	A	イ	〃				西京極橋	全域	
和東川	A	イ	府8.3.29				菜切橋	全域	
棚野川	A	イ	〃				和泉大橋	全域	
高屋川	A	イ	〃				黒瀬橋	全域	
上林川	A	イ	〃				五郎橋	全域	
八田川	A	イ	〃				八田川橋	全域	
犀川	A	イ	〃				小貝橋	全域	
土師川	A	イ	〃				土師橋	全域	
牧川	A	イ	〃				天津橋	全域	
宮川	A	イ	〃				宮川橋	全域	
伊佐津川	A	イ	〃				相生橋	全域	
河辺川	A	イ	〃				第一河辺川橋	全域	
大手川	A	ロ	〃				京口橋	全域	
福田川	A	イ	〃				新川橋	全域	
宇川	A	イ	〃				宇川橋	全域	
佐濃谷川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				高橋橋	全域	

(注) 1 達成期間:「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
 2 指定年月日(見直し年月日):「関」は閣議決定、「環」は環境庁(環境省)告示、「府」は京都府告示
 3 ※1により指定された水域は「淀川(全域)」、※2により指定された水域は「木津川下流(久米川合流点より下流)」

(2) 海域 (COD)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名	範囲
舞鶴湾 (1)	A	ハ	府50.3.18	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先) N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (檜埼地先)	別記1の(1)の水域
舞鶴湾 (2)	A	イ	"	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先) N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須埼地先)	別記1の(2)の水域
宮津湾	A	ロ	府51.7.20	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先) N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島埼地先)	別記2の(1)の水域
阿蘇海	B	ハ	"	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点) N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部) N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	別記2の(2)の水域
若狭湾	A	イ	"	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖) N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見埼沖) N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺埼沖)	別記2の(3)の水域
山陰海岸	A	イ	府52.3.25	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖) N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	別記3の(1)の水域
久美浜湾	A	ロ	"	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部) N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	別記3の(2)の水域

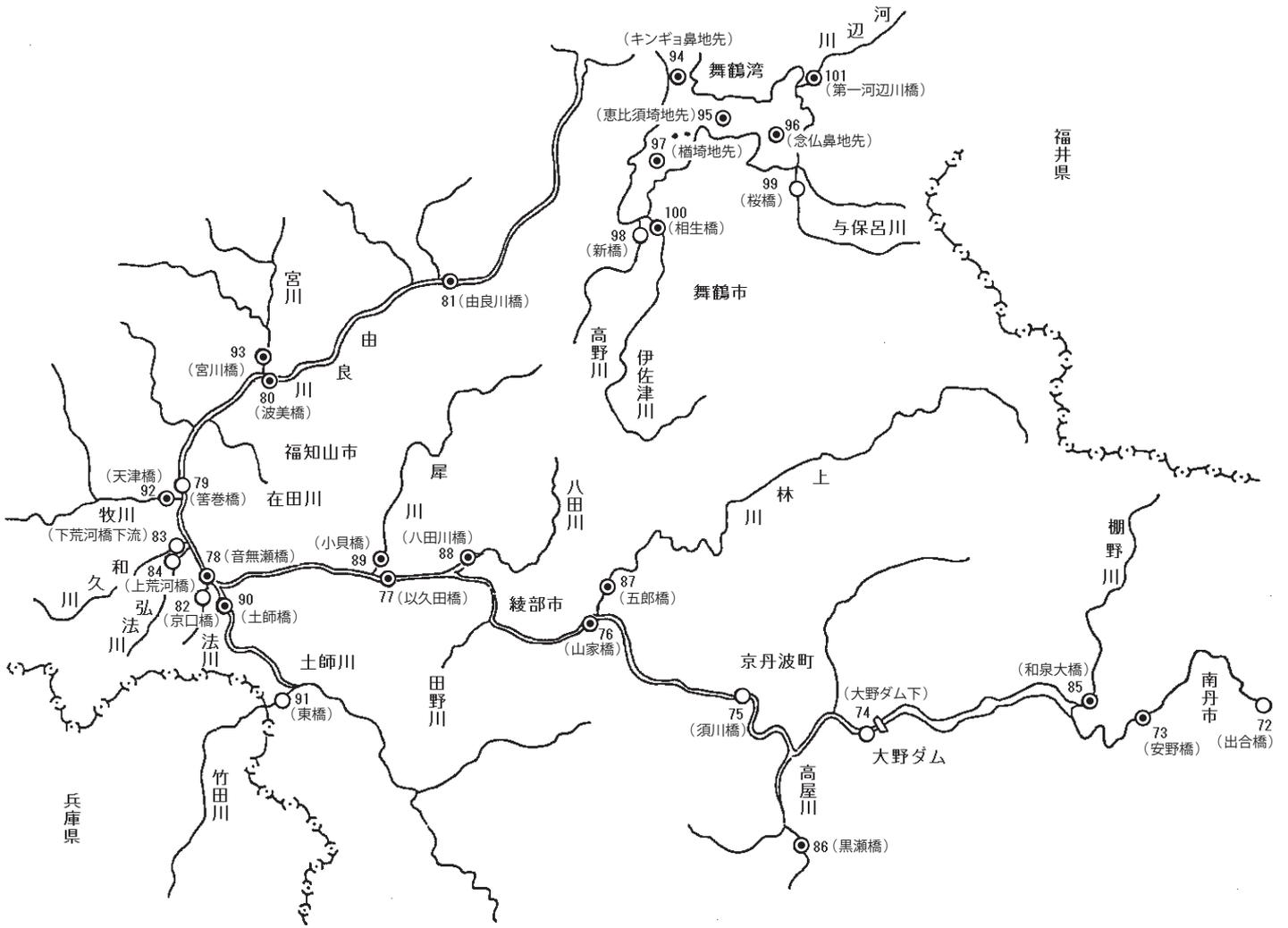
別記

- (1) 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ崎から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。このうち
 - 宮津湾は、宮津市黒岬の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - 阿蘇海は、小天橋及び大天橋より内海の水域である。
 - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。このうち
 - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
 - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、小天橋より内湾の水域である。

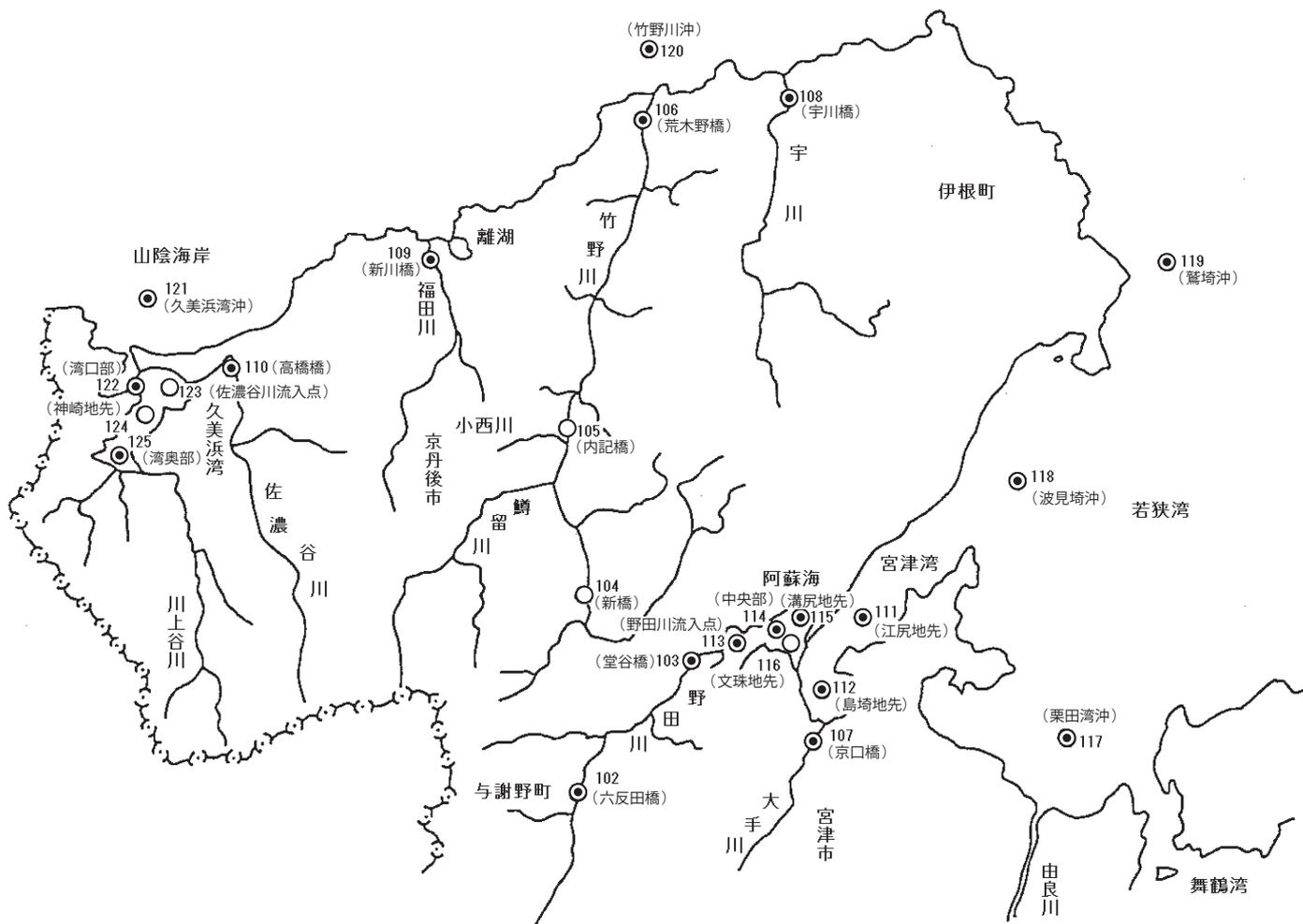
(3) 海域 (全窒素及び全燐)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名 (2)と同じ緯度・経度	範囲
舞鶴湾 (ア)	II	イ	府8.3.29	念仏鼻地先 檜埼地先	別記1の水域
舞鶴湾 (イ)	II	イ	"	キンギョ鼻地先 恵比須埼地先	別記2の水域
宮津湾	II	イ	"	江尻地先 島埼地先	別記3の水域
阿蘇海	II	ハ	"	野田川流入点 中央部 溝尻地先	別記4の水域
久美浜湾	II	ロ	"	湾口部 湾奥部	別記5の水域

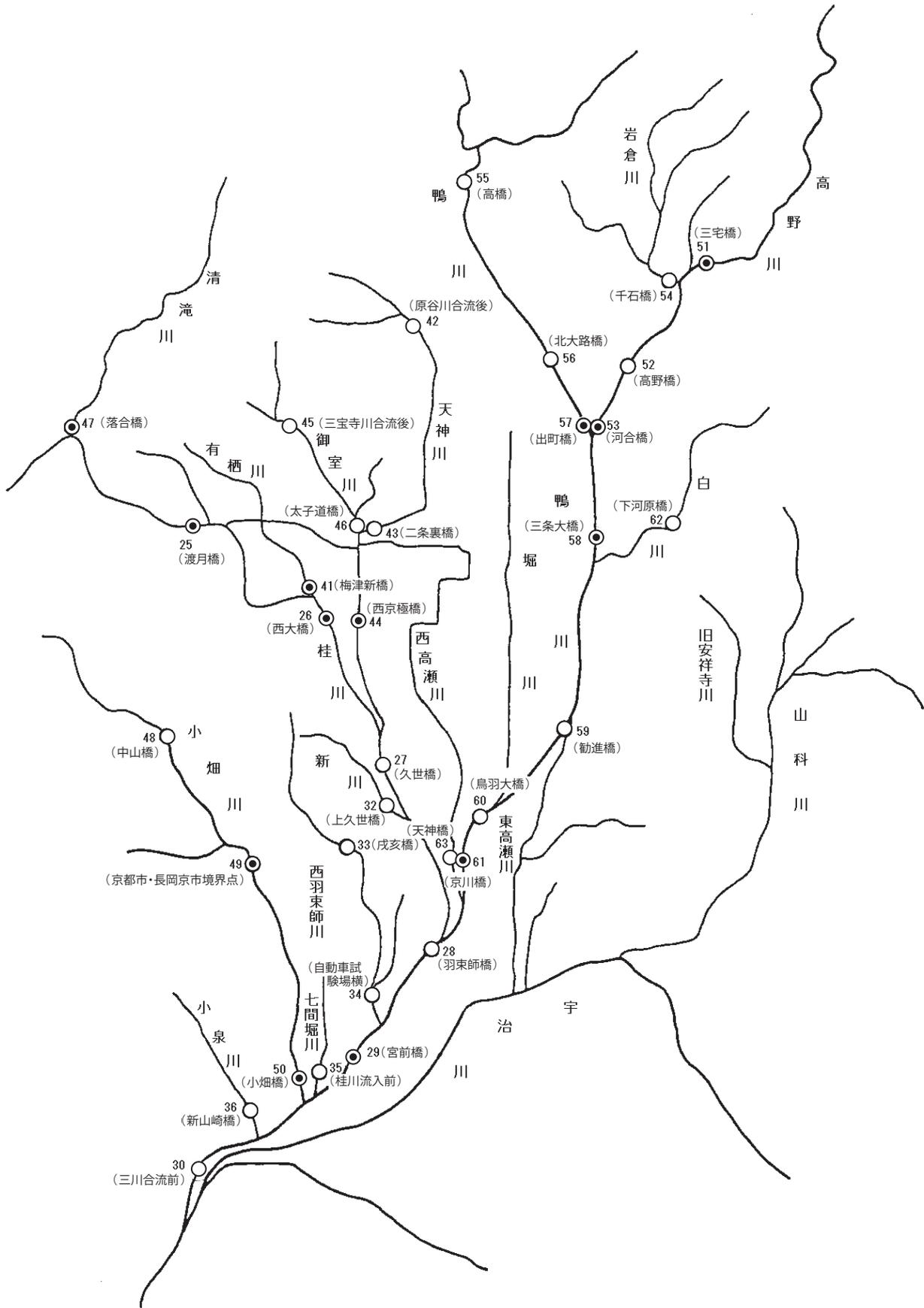
- 別記
- 舞鶴市捻松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
 - 舞鶴市金ヶ崎から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
 - 宮津市黒岬と同市波見埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
 - 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。



測定地点 (3)

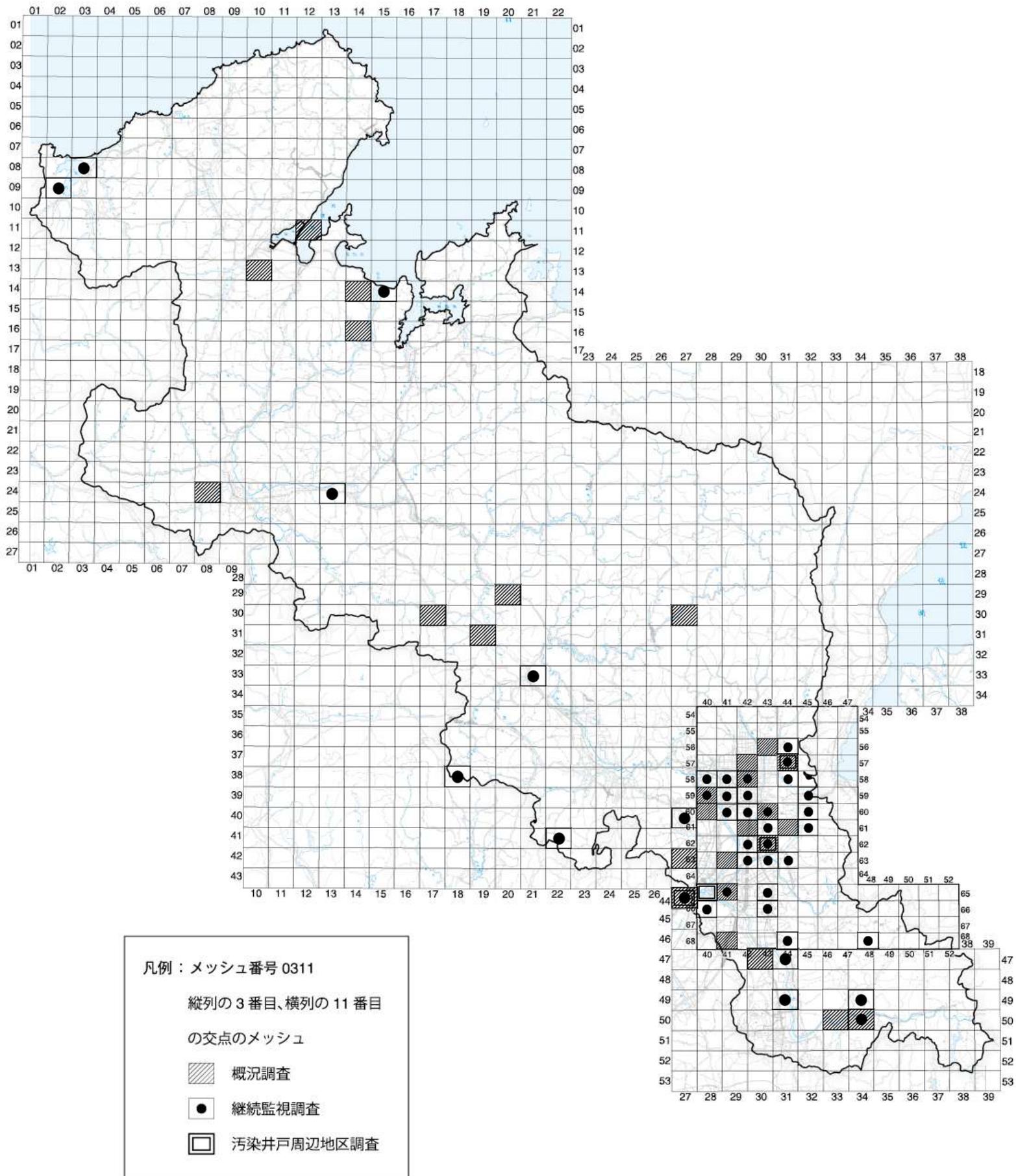


測定地点 (4)



測定地点（5）（京都市内詳細図）

別図2 地下水水質測定地点



令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京都府総合政策環境部環境管理課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4713

FAX 075-414-4705